

建設時評

公共入札の不調不落

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
 総括首席研究員 岩松 準

入札結果にはその時々競争状況が反映されている。かような状況を適確にモニターできるようにすることは、当事者である発注者、入札参加者（建設業者）はもとより、納税者である国民にとっても重要である。現在、多くの公共発注者がそれに役立つ入札結果情報をホームページなどで開示している。このことはすっかりあたりまえのものになったが、筆者らがこの方面の研究を始めた1990年代は、利用できる入札結果の開示情報など、どこにも見当たらなかった――。

ちょうどその頃、入札談合事件など公共事業をめぐる度重なる不祥事を契機に、厳しい世論が建設業界に向けられていた。1998（平成10）年2月の中央建設業審議会建議は、多様な入札契約方式の導入と併せて、予定価格の公表等による入札・契約方式の一層の透明性向上を目指すという改革の方向性を示した。これに呼応する形で平成10年度から当時の建設省地方整備局や一部の先進的自治体で、入札結果情報をホームページで開示するようになったのだ。筆者らは学生の手も借りて、それらをエクセルに移しなおし、分析論文を作ったものである。

* * *

入札を題材とした研究は経済学やマネジメント関係の国際学会等では、早くは1950年代後半から始まり、比較的ポピュラーな研究分野となっている。だが、当時の日本の学術界では入札研究は法律学の一部を除き、ほとんどみあたらなかった。筆者らが属する工学系

の学会では、研究者が扱えるような代物とは全く思われていなかったのである。

筆者らを指導した古川修（故人）は、建築コスト管理システム研究所の季刊誌上で連載された「入札あれこれ」の初回（1994年1月）で、実際の入札結果データをもとに落札確率や入札の期待値を扱った欧米の入札研究例を一通り紹介した後に、「ところで日本のコントラクターの担当者つまり見積り、営業、決定者などで、この程度の初歩的な方法を知り、利用している人に筆者は会ったことがない。話題となったこともない。まして研究論文を見たこともない」と述べた。そして、皮肉たっぷりにこう指摘した――「そこでこれが単なる情報不足か、日本の入札には競争がないか、実際の入札はもっと複雑でこうした算術の入る余地はないか等々、仮説は様々に立てられる」と。

* * *

今日広くみられるようになった公共発注者による入札結果情報の開示には、法的根拠がある。それは扇千景建設大臣の頃、2000（平成12）年11月に議員立法で成立、翌年4月から施行された入札契約適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律：以下、入契法という）である。入契法は、公共工事の入札・契約に関して、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除等を目的にしており、すべての発注者（国、特殊法人等、地方公共団体）に対して、「入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等）」の公表が義務づけられた。同法施行令で開示内容が細かく規定されている。

多くの公共発注者はこれに従い、さまざまな方法で公表する。しかし、一括してデータを入手できるか？という意味では不便さを感じることもある。日本建設情報総合センターが運営する入札情報サービス（PPI）のサイトはよく知られているものであろう。ここでは過去にさかのぼり比較的整えられたデータが入手できる利点がある。しかし、その対象範囲は網羅されておらず、国では国交、農水、防衛、内閣府のみ、地方では岐阜県、横浜市等の範囲に限定されるという難点もある。それ以外の公共発注者に関しては、まとまった開示情報を探すのはひと手間である。

こうした苦労を一部補う、「官公庁・発注

情報にリンク!!」とうたう便利なサイトがあるのを筆者は最近知った。そのほか、建設専門紙が入札結果データを整理して有料で提供する例などもある。読者の中には会社で既に活用中という方もいるかもしれない。筆者もその一人である。

* * *

ところで、右図は入契法に基づいて公共発注者が報告を義務付けられている調査を国土交通省など三省が連名でまとめて年1回公表しているのだが、その結果から、「不調不落の発生率」を拾った。不調不落は、公共発注者が最も気に掛ける点である。というのは、予定価格を下回らない(単価が合わない)、入札参加者が集まらない、という結果を反映したものであり、その場合、建築や土木の調達スケジュールに大きな支障を生じる。下手すると設計のやり直しを迫られることにも陥りかねないためである。

最新情報の平成30年度は全体で7.9%(24,047件)が不調不落となっているが、ここ数年は高めの数値が続くことにお気づきであろう。公共発注者により入札ルールが違うことがあるので注意すべきだが、発注者カテゴリ一別の集計では、公団等が含まれる特殊法人等、国での値が比較的高い。都道府県よりも政令指定都市の方が高いことから、都市圏での発生率が高いことが予想されるが、詳細は不明である。公共発注者の中には、非常に高い不調不落の発生率に悩むところがあるにちがいない。

* * *

不調不落の原因にも関係するが、入札参加者数がどの程度か、というのも大切な指標の一つである。一般競争入札方式による公募、そして、電子入札が広く普及しているから、当該入札案件にどれだけの者が参加するかは、関係者には見えにくくなっている。昔のように10者指名での競争入札が支配的な時代とは大いに異なる状況がある。

数年前になるが、入札参加者数が関係したものととして、東京都の例が思い出される。問題になっていたのは、入札辞退の多発やこれに起因する1者入札案件の増大であった。東京都では就任早々の小池知事の政治公約となった「入札契約制度改革」の一環で、2017年6月からの1年間の同改革試行期間中に「1者入札の中止」を試行した。その結果を

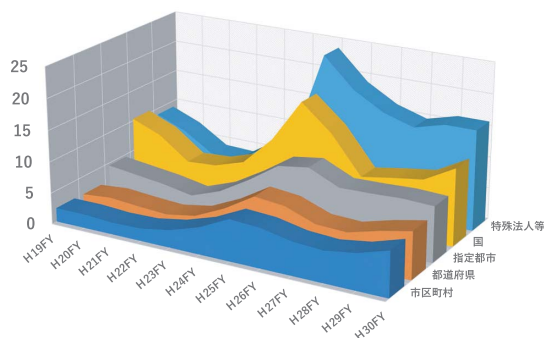


図 不調不落の発生率の推移(全国;各年度実績値(%))

(注) 国土交通省・総務省・財務省(連名)「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の各年度結果発表資料より作成。不調不落の発生率は、[全競争入札の契約件数+全不調不落件数]に対する全不調不落件数の割合。本図の数字は回答のあった全ての公共発注者の契約ベースの数(昨年8月公表の令和元年調査ではH30FYの305,627件の契約が母数)により計算した平均値。

総括した東京都資料によれば、財務局契約分の予定価格250万円超の競争入札工事の対象634案件(実施564+中止70)のうちこれに該当する案件は63.9%に当たる405件に上った。この試行期間中、70件を実際に中止したが、再発注を済ませた69件への影響として、平均して開札日の遅れが74.6日、工期の遅れが69.9日みられたという。また、入札辞退者に「辞退理由の回答」を義務付けた2018年9月末以降の原因調査では、「配置予定技術者の配置が困難」が総じて高いと判明した。結局、試行前後に数度行われた「業界団体からの知事ヒアリング」で反対意見が多かったこともあり、この措置は2018年6月からの本格実施では見送られた。(令和元年度第1回東京都入札監視委員会2019.9.20資料)

* * *

この問題は諸外国でも慎重に対応している。英国の独占禁止当局CMA(旧OFT)では、入札者の不適切市場行動類型にあたる cover pricing や collective boycott と結びつけて考えられている。また、米国連邦調達規則 FAR 等でも要注意案件として入札条件において仕様内容が競争を阻害していないかを確認する規定(14.408-2)があるほか、コスト/価格分析で入札価格の妥当性を確認することが発注者に求められている。

《参考文献》

古川修「入札あれこれ(1)入札者側からの入札戦略:入札の期待値、落札確率」建築コスト研究 No.4, pp.5-7, 1994.1